

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御宿町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県御宿町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・国民年金法に基づき、国民年金に係る各種届出・申請及び給付に関する受理などに関する事務を行う。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。<ul style="list-style-type: none">①被保険者の資格取得・喪失等に関する事務②被保険者の氏名変更・住所変更等に関する事務③国民年金保険料の免除・猶予等に関する事務④付加保険料の申出及び及び納付しないことの申出に関する事務⑤年金受給に伴う請求事務
③システムの名称	国民年金システム、団体統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46.116.128項 平成26年内閣府・総務省令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地 総務課 0470-68-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地 税務住民課 0470-68-6695
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ダブルチェックをし、申請書類等を再度かくにんする。	

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 ※主務省令未制定	番号法第9条第1項 別表第一 30、83、95項 平成26年内閣府・総務省令第5号	事後	
平成29年6月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認
平成29年6月12日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認
平成30年5月30日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認
平成30年5月30日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月25日時点	平成31年4月30日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年4月25日時点	平成31年4月30日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	IV リスク対策	—	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和2年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取届出・申請及び給付に関する受理などに関する	・国民年金法に基づき、国民年金に係る各種 届出・申請及び給付に関する受理などに関する	・国民年金法に基づき、国民年金に係る各種 届出・申請及び給付に関する受理などに関する	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民年金資格ファイル	国民年金情報ファイル	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当者	税務住民課長 斎藤 浩	税務住民課長	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成31年4月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成31年4月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和2年3月1日時点	令和4年9月30日時点	事後	再実施によるもの
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年3月1日時点	令和4年9月30日時点	事後	再実施によるもの
令和5年9月30日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和4年9月30日時点	令和5年9月30日時点	事後	再実施によるもの
令和5年9月30日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和4年9月30日時点	令和5年9月30日時点	事後	再実施によるもの
令和5年11月27日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年9月30日時点	令和5年11月27日時点	事後	再実施によるもの
令和6年11月6日	I 関連情報 9規則9条第二項の適用	—	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業	—	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	IV リスク対策 11最も優先度が高いと考え	—	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの